

歩行空間の移動円滑化データワーキンググループ 規約(案)

第1条 (名称)

本ワーキンググループの名称は、「歩行空間の移動円滑化データワーキンググループ」(以下、本WG)とする。

第2条 (目的)

本WGは、『「歩行空間における移動支援サービスのDXによる普及・高度化の実現」に向けた提言』(2023年3月)を踏まえ、人・ロボットが円滑に移動するためのデータ(歩行空間ネットワークデータ、バリアフリーデータなど)のあり方、整備・更新・運用方法、オープンデータ化の普及促進などに関する以下の各テーマに関する議論・検討を行い、その結果をとりまとめることを目的とする。

(1) データ整備・更新の効率化

- ・歩行空間ネットワークデータやバリア情報の自動生成など、データ整備・更新の作業効率化を図るための技術
- ・市民参加などによるデータ整備・更新を効率化できる仕組み

(2) オープンデータ化のさらなる促進

- ・データの整備・更新と利活用を容易に行うことが可能なデジタル基盤の仕組み、運用方法
- ・自治体などにおいて効率的に施設データの整備を行うためのデータ仕様やデジタル基盤の仕組み、運用方法

(3) 多様なニーズに対応したデータのあり方

- ・人・ロボットなどの様々な主体が利用しやすい歩行空間ネットワークデータの仕様
- ・避難計画立案など災害対応を想定した歩行空間ネットワークデータの活用方法
- ・3次元点群データの活用を視野に入れた、視覚障害者向けサービスに必要なデータ仕様

(4) その他

- ・本施策の認知度や訴求力、実行力を向上させるための方法や仕組み
- ・本施策の進捗状況把握のための指標

2 本WGのテーマは必要に応じて追加できるものとする。

第3条 (事業)

本WGは、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 年3回程度の会合の開催
- (2) その他、本会の目的に沿った活動

第4条 (組織)

第3条の事業を積極的に推進するために、次の組織を置く。

(1) 座長

(2) 事務局

2 座長は、事務局から推薦し、本WGの構成員の承認によってこれを定める。

3 事務局は、国土交通省政策統括官(税制、国土・土地、国会等移転)付に置く。

第5条 (WGの構成員)

本WGの構成員は、別紙のとおりとする。

2 本WGの構成員は、必要に応じて追加できるものとする。

3 座長が必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求め、説明や意見を聴取することができる。

第6条 (WGの公開)

本WGは原則公開とし、また、資料及び議事要旨は速やかに公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、本WG、資料及び議事要旨の一部又は全部を非公開とすることができる。

第7条 (その他)

この規約に定めるもののほか、本WGの運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

第8条 (規約の改定)

本規約は、必要が生じた場合に改定を行う。本規約の改定は、会員の過半数の賛同をもって行う。

附則

本規約は、令和5年 月 日より適用する。